

第 77 回 美都地域協議会				
開催日時	令和 2 年 2 月 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～			
開催場所	美都総合支所			
委員出席状況	委員総数	10名	出席委員数	8名
会議録署名委員	土佐則幸 委員 ・ 廣兼重継 委員			

【協議事項】

要望書について

【情報提供】

- ・会計年度任用職員制度について
- ・事業の執行状況について
- ・もっと・ずっと・元気に暮らそうツアーについて

	氏 名		出欠	氏 名		出欠
	協議会組織構成員	会 長	潮 榮	出	委 員	草 野 和 馬
委 員		梅 津 富美子	出	委 員	杉 島 逸 朗	出
委 員		大 石 康 人	出	委 員	田 中 綾	欠
委 員		小 川 美知子	出	委 員	土 佐 則 幸	出
委 員		木 原 元 和	出	委 員	広 兼 重 継	出
益田市	人 事 課 長	長 嶺 勝 良	出			
公民館	東 仙 道	野 村 達 也	欠	都 茂	河 野 敏 弘	出
	二 川	小 原 美智子	出			
事務局	支 所 長	島 田 博	出	地 域 振 興 課 課 長 (兼 教 育 部)	松 崎 徹	出
	地 域 振 興 課 参 事 (兼 産 業 経 済 部)	石 橋 睦 男	出	地 域 振 興 課 分 室 課 長 (総 務 部・政 策 企 画 局)	浅 野 隆 司	出
	地 域 振 興 課 分 室 課 長 (建 設 部)	河 本 昭 宏	出	地 域 振 興 課 分 室 課 長 (福 祉 環 境 部)	中 島 純 子	出
	地 域 振 興 課 主 幹	齋 藤 千 代 子	出			

次 第	内 容
1. 開会	<p>(事務局) それでは時間になりましたので、協議会を始めさせていただきます。次第に入る前に恒例のますます元気体操を行いたいと思います。</p> <p>～保健師の指導により体操～</p> <p>●欠席者： 草野委員、田中委員 ●議事録署名者：土佐委員、廣兼委員</p>
2. 会長挨拶	<p>(会長) 皆さん改めましてこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今、新型コロナウイルスが世界中に猛威をふるっていて、大変関心事になっています。インフルエンザもまだまだあるようです。町内でも小学校は終わったようですが、保育所その他ではまだあるように聞いています。これも心配なことです。又、温暖化の影響で本当に雪が降らない。皆さんの話を聞きますと、この返しが夏に来て、水不足にならなければいいかと巷の関心事になっています。さて、我々委員の任期もあとわずかになりました。今回は前回協議されました地域課題等の要望を取りまとめたいと思います。後は、報告事項並びに状況報告ということになろうと思います。支所長さん、人事課長さんにはお忙しい中ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。それでは、本日の議事録署名は、土佐委員さん、広兼委員さんをお願いします。</p> <p>(事務局) それでは以降の進行方向については会長さんの方でよろしくをお願いします。</p>
3. 協議事項 ・要望書について	<p>(会長) それでは今も申し上げましたが、前回から要望ということで協議会が終了するにあたりまして、市の方へ地域課題の解決の為、市への要望の取りまとめをして提出するという事で、前回少しこういうこともあるんじゃないかということで、話をさせていただきました。皆さん方の方で改めてあればということで前回協議を中心にした案を作っていたいております。全体的には地域間格差の解消ということで、地籍調査の推進、生活環境対策の推進ということ、排水事業関係、美都地域の主要施設の支援ということ、ひだまりパーク、道の駅、自然の森など継続の支援をお願いしたい。というようなことで前回少し話を出したということで、他に皆さん方からのこれ以外の要望が改めてあれば出していただきたいと思います。</p> <p>(委員) いいですか。合併特例債が5年間延長になっている。ということは20年、平成でいえば35年ですよ。もともとの新市建設計画に合併特例事業については原則3市町等分の考え方に実施にすると明確に書いてあるのです。それでもなっていないと聞いている。市長がある議員さんの答弁で今となって、あれは、市長が対等の精神を表す象徴的な意味合いを持つと答弁をしておられる。これって合併当時の執行部の方で今座っておられる方はおられないのですよね。今おられる執行部の方であの時参加しておられるのは大石さんだけですよ。あの時「これは象徴的意味合だ」という話が出たんですか？</p> <p>(会長) いや、象徴的というより私の理解では、3等分を基本的な考え方として、</p>

基本理念として事業を推進していくという話であったと思います。

(委員) そうですね。僕らも法定協議会で、その報告事項があった時に、益田の牛尾市長が「3等分にします。」と言っておられますという報告を受けて、我々議会も合併に対して、そうかと思っていたのだが、その時に明確に、象徴的な意味合いだと言う言葉は全くなかった。

なおかつ、この新市建設計画にも 象徴的意味合いで原則3市町等分の考えを実施するという事は書いてないんですよ。合併特例債事業については原則、3市町等分の考え方で実施します。と書いてある。

(事務局) はい。明記されています。

(委員) そうですね。その通りになっていないでしょう。なぜなんですか。

(事務局) 実際運営を始めて見ると、新たな事業をする為に特例債を起すことが難しく、既存の事業に特例債を振り替えたという実態があります。道路事業であれば道路事業の記載がもともとあったんですが、より有利な合併特例債に振り替えたという所で、最終的に集計してみると、益田地域の方が多く使っているという状況になったということです。

(委員) 10倍ね。だから、それを今度の要望書に。合併特例債が5年も伸びたことだし。

(事務局) 特例債は今回の措置で、国の方は延長にはなったのですが、益田市として、合併特例債を起こせる限度額は満額使い切っている状況なので延長できないのです。

(委員) 貯金がないのですか。

(事務局) 延長したとしても、起こせるだけの限度額がないんですよ。

(委員) 積立金が残っていないのですか。何億か。

(事務局) 積み立ては地域振興基金として毎年1億ずつ積立ってまして。しかし、償還が進まないとはそれは使えないのです。

(委員) いくらあるの？それ。かなりあるでしょう。

(事務局) すみませんが、今資料を持ってきておりません。

(委員) 何億かあるはずですよね。結局益田が美都、匹見の10倍も、16億円。それを数字の上だけで等分に8億ずつ美都、匹見で分けた所で、益田との10倍の格差は縮まらない。でも、美都でも匹見でもしなくてはならない事業はいっぱいある。道路整備にせよなんにせよ。益田も道路整備をしているでしょう。だから使え

ない事はないと思うのですよね。ですから、残りのお金については、過疎が進んで、高齢化が進んで、暮らしにくくなっている地域に積極的に使って、少しでも是正していただきたい。それでも益田との10倍の格差は縮まらない。ということはこの要望書に入れて、皆さんに知って頂きたい。そうしないと、新市建設計画を無視していることになるし、新市建設計画を承認した僕たちはなんだったんだということになります。結果として新市建設計画をやっていないということになる。結果を見て皆さんは判断します。是正する部分を今からでも考えていかななくてはならない。

(事務局) 地域振興基金は、合併特例債のように直接充当できる事業とは違って、ハード事業には充当できない。ソフト事業になりますので、美都匹見の地域振興に資する事業に積極的に充当するということはできないのです。

(委員) ハードでもソフトでもいいんだけど、今更10倍を縮めさせることはできない。少なくとも、その振興基金を積極的に美都匹見のソフトなりに使って頂いて、地域間格差を無くしていかないと困ると思う。是非ともこのことを要望書に入れて頂きたい。そうしないと、市長が言われた概念的なものとか聞いたこともない言葉が今になって出てくる。最初から牛尾市長が、概念的なものとか象徴的なものとかは一言も言っていない。議事録を見て下さい。書いてあれば仕方がないけれど、今になって、あれは象徴的なものでした。と言われてもその時にそれを信じて合併に賛成に手を上げた僕らの立場はないですから。今の執行部でも法定協議会に入っていた人は誰もいない。皆さん知らないことをいいことに、新市建設計画をひっくり返すような事を言ってもらっても困る。その事を要望書に入れてもらって、美都匹見にソフト事業をしてもらって人口減少に歯止めをかけてもらわなくてはと思います。お願いします。

(会長) 他の委員さん、意見、要望有りますか。
ただ今の件につきましては、この案に追加して、要望事項として挙げておくということでもいいでしょうか。それでは、ただ今の件について、〇〇委員の意見を追加要望として挙げておきましょう。他にありますか。無いようでしたら、要望書についてはこれ位にしまして。

(事務局) すみません。今の追加をするということで、後、委員さんの確認の方法とか、要望書の提出の方法等の協議をお願いしたいと思います。

(会長) 要望書の事項についての内容は4件になりますが、要望書が出来上がった時点で委員の皆さんに見て頂いて、皆さんの了解をいただければ、私と職務代理とで市役所の方にお伺いして、市長さんに直接お渡しするという方法を取りたいと思いますがその辺はいかがでしょう。

(委員) すみません。要望書のマニュアルというのはちょっとよくわからないのですが、そういうものはあるのですか。これをそのまま出されるのですか。

(会長) いや、これに〇〇さんの要望を追加して、議員の皆さんにお送りして、い

<p>4. 情報提供</p> <p>・会計年度任用職員について</p>	<p>いよということになれば、出そうと思いますが。</p> <p>(委員) もう少しインパクトのある表現がないものかと思うのですが。</p> <p>(会長) 例えば？</p> <p>(委員) いや、ちょっと今わからないのですが。このままの状態では訴えるものが弱いのでは。</p> <p>(会長) なるほどね。その辺はちょっと考えて。要望書が出来上がったら皆さんの所にお送りして、何もなければ、又、日程を調整して頂いて、私と職務代理とで市役所の方にお伺いして、市長に話をしながら提出してきたいと思います。いいでしょうか。</p> <p>(全委員) はい。</p> <p>(事務局) それで、要望書の方の文案等の調整につきましては、皆さんに送る前に、会長さんと職務代理とこちらの方で調整させて頂いて送るということでもいいでしょうか。</p> <p>(委員) それは、この文面で提出しようと思うが、意見があれば言え、ということでしょう。</p> <p>(事務局) そうです。ここを補強するならこのように書いた方がいいというようなことを言ってもらえれば。</p> <p>(会長) それでは、協議の要望書ということについては以上で終わります。次に情報提供に入ります。会計年度任用職員について</p> <p>(益田市) 人事課の長嶺と申します。よろしくお願いいたします。前回の地域協議会で、会計年度任用職員という新しい制度について、説明してほしいということでしたので、今日はお伺いをさせていただきました。</p> <p>この間地方公務員は地方公務員法という法律の中で色々な職員がいて、業務にあっているというのはご存知のことと思います。それを総務省が、地方公務員制度を大きく改正しました。この法律自体は、令和2年の4月から施行になるという状況になっておりまして、益田市に限らず全国の都道府県、政令市町村一斉に条令改正などを行っている状況です。</p> <p>簡単に制度の説明をさせていただこうと思います。この制度の説明の中では、そもそもなぜ総務省が今になって法律を改正して、新しい制度を作ってきたのか、ということから含めて経過を簡単にまとめてきています。折に触れて、こういった色々な所で、説明しているのですが、その資料ということになります。議会の方でも、この資料で説明してきたという状況です。</p> <p>制度創設の主旨ということですが、先程も申しましたように総務省の方でこういった制</p>
-------------------------------------	--

度を作ってきました。今まで、嘱託職員さんとか臨時職員さんという正規職員ではない職員が全国の地方自治体には64万人いると言われております。現在の地方公務員法、嘱託職員、臨時職員という部分は定義が不明瞭といわれています。この定義を色々な自治体が各々独自の判断で定義しているという状況です。

県内でも、益田で考えている嘱託職員さんと浜田市が考えている嘱託職員さんは似たようであって、全然違うものです。臨時職員さんについても、臨時職員と言いながらずっといるじゃないか、どこが臨時なのか、というのが正直な話で自由に任用されているという状況があります。こういう状況から総務省の方では働き方改革とか、非正規職員の格差改善とか、その中で地方公務員法も合わせて改正していきましょう、その中で非正規職員という位置づけを明確にしましょう、働く条件なども各々が運用の中で勝手に決めるのではなく、条例規則によって決めていきましょうと。

もう少し現在の状況を詳しくいいますと、地方自治体、市町村、県、そういった所で働く職員は、法律上特別職、または一般職に区分されます。特別職というのは何かというと、地方公務員法で定義されて、それ以外は一般職といいます。それ以外の全国の事例を見ると、次のような職員が(1)(2)(3)(4)おられるというのが実態となります。

まず、(1)嘱託職員、これは益田では嘱託職員と言っていますが、隣の浜田市では非常勤職員という言い方をしています。16日勤務だったり、勤務時間が正規職員より少ないから非常勤職員といっています。これは、何の法律を根拠にこういう人を雇っているかということ、益田市の場合では地方公務員法第3条3項3号、特別職の中に嘱託員という文言が出ています。これをもって充てている。②の中では地方公務員法第17条一般職という定義で雇っていく。それ以外に臨時職員というのがあります。法律で言うと第22条第5項 緊急事態が発生した場合、今限りの臨時的業務が発生した場合、繁忙期だけ採用する職員。それが臨時職員。(2)①②③です。今言ったのは、①忙しい時期、確定申告など。②産前産後休暇に入りました、という時の代替職員。③一人病気で欠員がでました、その人の代わりではないが雇っていきましょう。この3種類の方がおられます。(3)育児休業代替臨時職員子供さんが生まれて、産前産後も終わって子供さんを育てるための育児休業。この代替臨時職員さんというのは地方公務員法ではなくて、地方公務員育児休業法第6条という法律があってここで雇用しなさいという状況であります。(4)その他職員として日々雇用職員時間(パート)雇用職員という方がおられます。検診の時だけお手伝いしていただく方。また、発掘調査の作業の時集まって頂く方。そして、パート職員として市の方で雇用していただく、という全部で4種類の方がおられます。益田に限らず全国どこの市にもおられます。では、この4種類何が問題なのか。

(1)の嘱託職員というのは何が問題なのか。①特別職の嘱託員という法律上の定義はあるが、そもそも特別職とは勤務時間などが決まっていな職を言うが、近年裁判の判例で出てきました。毎朝勤務時間が決まって夕方帰る時間が決まっています。上司の命令を受けてこれをやって下さい、と言われたことをするのは特別職とはいいいません。解りやすく特別職は誰がいるかということ、まず、市長、副市長です。国会議員なども国家公務員の特別職、これにあてはまります。けれども、嘱託職員がそれと同じということではないでしょう。②の一般職で雇用しましたというのが、地方公務員法17条は職員の

採用の方法を定めている。競争試験を行いなさい、公平に採用しなさい、えこひいきをしてはいけません。ということで嘱託職員などの定義をしたものではない。これも総務省の見解で出てきた。では、嘱託職員とはなんぞや、ということになるのでこれは整理しましょうということにつながってきた。

(2)の問題点 臨時職員です。先ほども言いましたように嘱託職員のあやふやでどうかははっきりしない。だから、(2)の臨時職員として雇いましょうという自治体もある。益田市はここまでしていませんが、緊急や臨時の名目のもとでずっと同じ人を雇い続ける。果たして、何が臨時なのという形になる。法律では臨時職員は、1年以上働くことはできないとなっていますが、他の自治体では364日目で終わり、1日開けてさらにもう1年任用するという自治体もある。益田市はそんなことはしません。こういう雇用のあり方も問題ですよということになる。

(4)の問題点 その日だけ、その時間だけ採用される身分の職員については、その根拠が明確ではないのが実情。あくまで臨時的ではあるのですが、臨時職員という定義には当てはまらない。

育児休業は別にして(1)(2)(3)(4)いろいろな問題がある。これを全体的に民間企業の非正規雇用労働者のことも考えながら整理していきながら考え方を整理していきましょう。

ということで、総務省の方で議論が始まりました。その結果でてきたことは来年4月から新しい制度をつくりなさいということです。新しい制度とは何かというと、地方公務員法を改正します。嘱託とかではなくて、会計年度任用職員という名称で職員を雇用しなさい。会計年度任用職員は特別職ではありません。一般職として位置づけてください。一般職というのは、我々と一緒に、一般職である以上、地方公務員法に規定される色々な根拠というのは全部当てはまりますよ、首切りもします、服務規律等が正規職員同様になり、厳格化されるということです。これに伴いまして、地方自治法も併せて改正しましょう。地方自治法が変わったことによって、手当というものが払える。今も嘱託職員さんに6月と12月には少しではあるのですが、割り増し報酬というのを手当相当分として出している。ただこれは報酬として出しているのであって、手当としては出していない。というようなことです。それから、夜、残業します。超過勤務手当というのがあるのですが、同じ率ではあるのですが、割り増し報酬として出しているのであって、超過勤務手当としては出していない。これは法律上出してはいけないからです。当然、通勤に係る手当というのも割り増し報酬として出しているのであって通勤手当として出していないということです。ということで手当ということを地方自治法の改正によって、割り増し報酬ということでなくきちんと手当として出しなさい、という形になりました。それで、会計年度任用職員がまず作られ、その中でどういうものにしていくかということで、全国の事情を鑑みて二通りの会計年度任用職を作っていく。

今、益田市の嘱託職員は16日勤務あるいは一月当たり124時間勤務。この124時間というのは16日の7時間45分勤務。こういった勤務にしているのですが、実は県内では16日とか17日とかいうのではなくて、職員と同じ、朝8時半に来て5時15分までずっといる非正規職員、嘱託職員というのが実際にあります。やる仕事も変わりませんが正規職員ではない。それから、全国の自治体をみると、時間まで全部一緒だと一緒になってしまっているので、5時に終わって下さいという嘱託職員というような状況もあって、全国の状態を鑑みて、二通りの会計年度任用職員というものを制度として設けなさい。

まず、一つ目は、フルタイム。1週間の勤務時間は正規職員と全く同じ。朝8時半に来て夕方5時15分、カレンダーに休みがあれば休みも一緒という形のフルタイムの会計年度任用職員。それから、パートタイムの会計年度任用職員。これは1週間当たりの勤務時間は正規職員より短い。この2通りの区分が地方公務員の中に謳ったという形になっている。3番目、どのようにして今いる人たちを移行していくのか。今いる嘱託職員、会計年度任用職員ということになるのですが、毎年年度末所属長から話があります。次年度以降どうしていこうかという話。もう1年継続してもらえないかという話。現在の嘱託職員については、所属長と面談によって継続の有無を確認もう1年継続するのであればそのように移行していきなさい。現在の嘱託・臨時職員が退職する場合には、ハローワーク・広報で広く公募、面接及び作文試験実施して雇用していただく。その他制度を改革するにあたって国から注意があります。

1点目は、今回法律が変わった。これを理由として今いる人を切ってはいけません。雇い止めは行わないこと。法改正を理由として今の給料水準を下げるなどしてはいけません。何でもかんでも、正規職員の代わりにやらせればいいというようなものではない。正規職員のすること、会計年度任用職員のすることをきちんとさせてください。法の任用根拠に当てはまらない職については、適切な対応を図ること、あくまで更新されることを前提とした対応はしないこと。一般職公務員であることから、任用方法等厳格に行うこと。人事評価制度など適切に行うなど地方公務員法のもとで対応することです。地方公務員法の下でどんな規定が当てはまるのかなど中でも話すのですが、今の嘱託職員さんも公務員として働く以上守秘義務というものがありますよ。こんなことはないと思いますが、仮に守秘義務を破っているようなことをしゃべり始めた、それが分かった時に、今は任命権者である市長がその職員さんに対して注意をする。法律上守秘義務というものが明確になりますので、その場合、どうしてもということであれば警察のお世話になることもあるということになります。ということで服務規律も一般職と全く同じになるということになります。逆に厳しくなるだけでなく、身分的にも地方公務員に位置づけられる。という状況でもあります。

こういった中で会計年度任用職員というものが新たにできた。それで条例も改正しました。地方公務員法の話とかあつてなかなか分かりにくいこともあると思うのですが、会計年度任用職員というものができてきたということで、嘱託職員がなくなったということです。ここで臨時職員という話が資料にはないのですが、ただ、この臨時職員という制度もあります。臨時職員という制度も最初の頁で言いましたようにいいように使えるんじゃないかと、病気になった時補助をしてくれる臨時職員さんを雇ってもいいのです。ただ、仕事は病気になった人の代わりにやって下さい。仮に私が長期の病気になったら、皆がちょっとずつ私の業務を分担してもらおう。臨時職員さんにもってもらおう。というようになっている。けれど、今度からは、私が病気になりました。私の代わりになんでここにきて私の代わりにして下さい。議会に出て答弁して下さい。というのが臨時職員さん。その代り給料もあの方と同じ。そういう方はいませんし、非常に厳しくなったということです。ほぼ、益田市でも多くの自治体でも臨時職員さんはいませんということになる。本当に一時期どうしてもということであれば、次の4月の採用試験の後はその方ではなくてきちんと正規職員を受けるということになる。

なかなかわからない部分も多いかと思いますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(委員) 2, 3聞かせてもらっていいですか。この会計年度任用職員というのは1年ですか。

(益田市) 1年ごとの更新です。

(委員) 1年ごとの更新で現在の嘱託職員の任用の所で所属長との面談によって継続の有無を確認とありますが、会計年度任用職員として継続の有無を確認するということですね。それと、任用の人の3番目の辞める人。現在の嘱託・臨時職員が退職する場合について。ハローワーク・広報で広く公募、面接及び作文試験実施とありますがどこを受けるんですか

(益田市) 今いる嘱託職員さんが事情で辞めるということになれば、地方公務員の一般職ということになりますので。

(委員) 現在の嘱託・臨時職員が退職する場合について、ハローワーク・広報で広く公募、面接及び作文試験実施とありますがどこを受けるんですか。

(益田市) その仕事が残るから。例えば、今嘱託職員さんが議会事務局にいて、この方がいろんな事情があって今回3月でやめるとしても、この業務は残ります。やってもらわないといけないという時にここを募集する場合です。

(委員) なるほど

(益田市) やめてもこの仕事は残っている。やってくれる人がいなくて困るという時に募集をする。

(委員) ハローワーク・公募するということですね。1年契約で

(益田市) 1年契約で。

(委員) これって給料というのは別途、市が定めるのですか。

(益田市) 市の給料表を適用します。ただし、市の職員は常勤なので毎日きます。なので、16日だったら21分の16ということになります。

(委員) この会計年度任用職員は毎日なんでしょう？

(益田市) 16日勤務

(委員) この会計年度任用職員さんというのは？

(益田市) パートタイム任用職員の位置づけになるので16日勤務です。

(委員) フルタイムは？

(益田市)フルタイムというのは基本的に考えていない状況です。

(委員)益田市はパートタイムしかやらないということですか。

(益田市)厳密にしないと、というのではなくて、基本的に今皆さんがやっていただいているのは16日勤務でやっていただいている。フルタイムで考えられるのは、例えば私が病気で倒れた時に臨時職員で来てもらうことは不可能ですので、そういったときにはフルタイムで会計年度任用職員になります。

(委員)4月からはフルタイムの会計年度任用職員は募集しないというわけですか。

(益田市)状況によってはあります。

(委員)その時のフルタイムの会計年度任用職員の給料は、市の職員と同じということ。

(益田市)給与表の大卒初任給を上限としてそこと一緒です。

(委員)何等級何号法とか当てはめにくいから、大卒初任給というと、フルタイム会計年度任用職員は同一レベルに持って行こうとしているわけ？いくらですか。

(益田市)18万くらいです。これはフルタイム。

(委員)年齢とは関係なしに。

(益田市)関係なしです。

(委員)これは2年目になっても給料は増えないのですか。

(益田市)そこを上限にしないということになっていますから。

(委員)説明の中で、一例で言えば、公民館の職員は嘱託ですね。館長はじめ。流れの中で、よし、これはいいことになるぞと思ったら、16日勤務は変えんと、ここの辺で益田市の弱い所があるね。16日あたりで今から公民館活動をやったり地域活動をやったりとか、あの辺の弱さというか出来るはずがない。16日位で。このことは前から協議会で言っただけ。それと、例えば、指定管理の所。美都温泉とか、それから、道に駅の委託業務とか、嘱託職員の算定基礎でやっていた。おそらくなんかの規定があったでしょうから。そういう扱いで業務委託をして人件費を見合して、これだけの指定管理費を出しましょうとか。大学並で、8時から5時までにしてもらった方がいいのですがね。中途半端で後は休まないといけないという、そういう扱いの者というのは、仕事出来る人、できん人という以前の問題ですね。単なる報酬のような感じ。地域の世話役をしているような感じ。そうじゃなくて、経済的なものも横にはあるのだし、木原さんの言われた要望事項の中身なんか非常に大事なものがあるのでそこら辺に考え方を持って行かないのですね。

(益田市)そうですね。基本、今お話した現状となっています。

(委員)法律に書いてあることだけであって、益田市ではこういうことに力をいれているとか、益田市がこういうことに困っているとか、これはもう職員の特別職であろうがなかろうが一般職であろうが自らが働いてくれる。こういう公民館であってほしいとかの形にならんよね。一般的な企業なんかでは、今では働き方改革とか全産業そういったことだし、各ハラスメントが非常に災いをするし、非常に窮屈ですよ。なんかこう、法改正というのが、かっこいいくらいで。都市型のような大企業型のようなものであって、こういった田舎で財政も厳しい。〇〇さんがいようなバランスがとれない。ぜひ使っても地域を起こして行こうじゃないかということにならんよね。まあ、バラバラにいいますがね。何かこういうやり方が非常に不満。そういう働く職場、16日勤務あたりをまだするんですか？普通の改正じゃありえない。まあ忙しくなれば臨時でもありえる。臨時というのは忙しい時特に必要だから臨時。後は・全部社員ですね。正規社員。まあ、業種によって違いますけどね。公民館あたりは本当に一般職の正規の職員にしてほしい。でないと、私はもう16日勤務なんかだと、非常に苦しい立場にさせるようなので。

(委員)いいですか。今ちょっと聞くんだけど、それで問題点は解決されるんですか。ぜんぜん変わっていないということになる。法整備を総務省が言ったから総務省に怒られないようにやりますよというレベルで、待遇改善とかそういうことは全くないわけですね。

(益田市)給料表を含めて条例等きちんと整備しました。益田市なんかは割り増し報酬をだしていましたが、よその自治体はそういったものは一切出していません。期末手当というのは出していく。

(委員)割り増しはわかるが、期末手当というのは割り増し報酬が倍になっているわけではない。あまり増えるわけではないでしょう？

(益田市)いや、正規職員と同じ率で。

(委員)それは18万に対しての手当だから、大した額じゃない。変わらんということですね。今の勤務体系と16日だし。割り増しが手当に変わっただけで。あとは、法的に市の条例を整備したと。

(益田市)あとは通勤手当も職員と同じになります。

(委員)それは前は割増報酬で出てたんでしょ。

(益田市)でも金額は違っていました。それを正規職員と同じにしました。

(委員)僕らからみたら、会計年度任用職員というのはフルタイムだと思ったから。フルタイムの会計年度任用職員を採用して、しっかり業務をしてもらおう。うちらであれば公民館。そういうことは考えていないということですね。

(益田市)そうですね。現状の勤務実態に合わせてやっていくと。

<p>・事業の執行状況について 市道の状況について</p>	<p>(委員)本人は多少給料が上がるよ。だけど側から見てて全く変わらんということだね。</p> <p>(益田市)そう言われればそうかもしれん。ただ、益田市では割り増し報酬というのを出しますが、よその自治体は一切そういうのはありませんから、改善にはなっていると思います。</p> <p>(委員)パートタイムは職員より勤務時間が短いもの。時間的にこの時間規定があるのですか。</p> <p>(益田市)勤務規定は職員が一週間勤務して時間は38時間45分なので、38時間で雇用するということもあるでしょう。ただ益田市の場合は月16日、124時間ということですよ。週のうち1時間だけ来る人もいますよ。</p> <p>(会長)通勤手当も今までは割り増し報酬だから、課税対象になっていたが、非課税になるから、そこはいいよね。通勤手当は課税対象にならないということだね。</p> <p>(益田市)そうですね。職員と全く同じなので。</p> <p>(会長)社会保険は。</p> <p>(益田市)社会保険も法律に基づいて出します。</p> <p>(会長)出すんですか。あーそうですか。</p> <p>(益田市)勤務日数が極端に短かったらわかりませんが。</p> <p>(委員)職員の身分が良くなったということだね。</p> <p>(益田市)あくまで職員制度の改善ですね。</p> <p>(会長)いいですか。それでは次の事業の進行状況について</p> <p>(事務局)それでは、道路事業について現在の状況について報告いたします。まず、市道丸茂三隅線の改良事業であります。道路改良事業に伴いまして、丸茂川の付け替え工事をしております。工期は今年末としておりますが、繰り越しの承認を受けておりますので、4月末頃を目途に替え工事が完了の予定です。そして、令和2年度になりまして道路上の法面の整備と路面の舗装を行うというのが令和2年度の事業の予定であります。</p> <p>続きまして、市道大峠線の道路改良事業についてであります。現在発注に向けて動いておりますが、3月の終わりころになると思っておりますが、そのころに、繰り越しではありますが、10月の終わり頃に完成になる予定です。場所的に言いますと温泉の上にタンクがあるあたりで、そこをする予定です。</p> <p>そしてそれが終わりますと 令和2年度にさらに工事の発注をいたしまして、予算の状況をふまえて、残りを発注し令和3年度には完了予定としております。</p>
-----------------------------------	---

双川峡の状況について

次は市道八坂線の道路改良事業です。これは、当面、丸茂三隅線と大峠線を優先して取り組んでいる関係上、平成30年度に舗装を実施しておりますが、当面、令和元年度から令和3年度までの3年間で休止させていただき予定しております。その都茂市金線の法面対策事業であります。これは令和2年度に調査設計を行いましてブロックがちょっと落ちかけているところではありますが、令和3年度にはそれを直すという予定しております。以上です。

(会長)何かありますか。

(事務局)すみません。続いて双川峡の状況を報告します。

(事務局)それでは、私の方から双川峡の状況について報告させていただきます。双川峡については皆さんご存知の通り、県の指定文化財、名勝に指定されております。県内外から多くの観光客が訪れておりましたが、遊歩道の法面において、落石が多発する等危険な状況になっていることから通行止めの措置をおこなっているところです。今年度から県の自然環境整備計画に基づいて交付金の決定がありました。今後は年間約5000万の事業費で3年間かけて、令和元年、令和2年、令和3年、3年間かけてネットを張るなど落石防止対策の工事を行ってまいります。今年度すでに入札が終わっており安野産業(株)さんに決定しております。以上です。

(会長)何か質問ありますか。

(委員)丸茂三隅線の今後の考え方というのはどうなの？今のところはまあ道路改良やっているけど、当然ダムのも出てくるとおもうのだけれど。どんな様子ですか。県道調整は？

(事務局)今おっしゃったのは日並橋から多分更生橋の所までをいうのだと思いますが、日並橋から上流500m下流に矢五郎橋、今はボックスになっているんだと思います。矢五郎橋というのがある、そこまで改良を含め県が工事用道路として整備すると改良道路にするということになっています。それから上流の日並橋からの間を市の方でやるということで、距離にすると更生橋から矢五郎橋まで約1.6km。矢五郎橋から日並橋まで約0.5km合わせて2.1km未改良のところが残っております。そこは今言いましたようにダム事業でやるのと市の方でやる。あれを全部いっぺんにやると通行止めになって、まだ、一軒おられますんで。出入りができなくなるので、そこを工程的に調整しないとやれないだろうというふうに思います。それと、後、更生橋のあたりでトンネルが出てきます。三隅から。丁度トンネルがでてきて、林道栃山線がありますけど、向こうの対岸側の山に出てくるんでそうすると、現行の県道と付け替えた県道がどこかであわないとやれないんですけど、その時県道側が通行止めになるということで、今度は市道の方が迂回路になるということでして、その辺の通行規制の関係の工程と丸茂三隅線の2.1kmの改良をしなければならぬと思いますが、今、ダムの状況は昨年より用地買収を始めておまして、今年度、三隅地区については終わっていると。来年度、美都町地内。まだ、一部調査が残っていると思いますが、場合によっては工事等も予算の関係も見ながら、令和2年度からか3年度からかわかりませんが、近々のうちに

<p>もっと・ずっと・元気に暮らそうツアーについて</p>	<p>具体的な工事が始まるのではないかという状況です。</p> <p>(委員)市がやるのはあと500メートルくらい？</p> <p>(事務局)500メートルくらい。</p> <p>(委員)あとは県の工事用道路。</p> <p>(事務局)工事用道路の基本は4メートルですけど、市道の幅は5メートルなんです。5メートルで現状拡幅しながら来る。カーブも若干改善されますけど。</p> <p>(委員)あの辺に残土処理場ができるよね。</p> <p>(事務局)改良と工事用道路の合併施行という形で。工事用道路を作ってもまた後で改良するとなったら無駄なことになるので。</p> <p>(委員)それなら結構早くできるかもしれないね。</p> <p>(事務局)工事用道路をまず作らないとトンネルを掘っても残土が運べないということで、先にそれを作らないとやれないのだと思います。</p> <p>(会長)他にありますか。</p> <p>(事務局)もう一つ補足させてください。双仙峡の関係ですが、先程今年度発注したと報告したところですが、工事の箇所は崩れたお堂の背面の山側を今回の工事でやろうということで、若干法枠等の計画もあるようですので、景観的には今まで岩盤がむき出しになっていたのが、一部補強的なことになるかもしれませんが、まず、お堂の後ろに手がかかるといことになるようです。</p> <p>(委員)あそこの吾妻屋のところははつぶれているのかな。あそこは誰が直すの。</p> <p>(事務局)あそこは地元で設置されたということで、建て替えをどうするかというのはまだ、決まっていません。</p> <p>(委員)相談だね。地元なのにまだ何も相談がないんだけど。</p> <p>(事務局)とりあえずあそこをやっとかないと次のことにならないと思うんですけど</p> <p>(委員)地元で色々と相談しておきましょう。</p> <p>(会長)それでは、次の「もっと・ずっと・元気に暮らそうツアー」について</p> <p>(事務局)私の方から説明させていただきます。もうすでに12月からの新聞報道が下の方についているので、皆さんご存知かと思うのですが、一応概要を説明させていただきます</p>
-------------------------------	---

ます。事業の目的としましては、美都地域資源を活用し、高齢者の生活支援の仕組みをつくる。生活支援の柱である、栄養バランスの良い食の確保と買い物支援、社会とのつながりを持つ機会を提供する。もうすでに1回目、2回目、12月と1月は実施しております。丸茂フラワーサロン、山本郷地区老人クラブに参加していただいております。また3回目は、2月25日に大神楽地区、4回目は3月19日に三谷サロンを計画しております。

内容としましては、バランスの良い食の提供ということで、美都中学校ランチルームで中学生と会食交流をしております。健康に関する情報提供ということで調理場栄養士さんによる献立説明、栄養、地産地消の取り組みについての話を聞いた後に、市の保健師による介護予防の話を聞く。ということを経験があればやっているのと、給食を食べた後に会によっては、美都温泉健康教室に参加する。美都温泉の健康教室も2回目から計画しております。これはまた別に温泉の方にもチラシが貼ってあると思うのですが、一般の方も参加して頂けるということで、温泉もこのツアーから参加しているということです。健康教室の後に買い物支援としまして、帰りに地元商店ラーバンで皆さん買い物をして頂いております。実際のスケジュールを1回目2回目に開催したものを書いていますが、中学校の方へ、ボランティアさんの送迎で集合して、栄養士の話を聞いたり、保健師の話を聞いたり会食をしたりしています。あとラーバンで買い物をして帰るといふことで、2回目は給食の後に健康教室に参加して、また、ラーバンで買い物をして帰るといふようなことを計画しております。

今後は、今、事業の検証を行っているところですが、来年度も実施する予定としているところです。以上です。また、資料の方もご覧ください。

5. その他

(会長)何かありますか。無いようでしたら、次にその他にいけますが。

(委員)先ほど話されましたように、もっとずっと元気に地域で暮らしていくために、やはり欠かせないものとして足代わりになっている車ですが、私の家の前を石見交通バスが通るのですが、乗っておられる人が一人か全然いない日が多くて、これも市も苦慮しておられる状況だと思いますけど、美都地域の中にボランティアで、ささえ愛号とかで町内を輸送しておられるわけですけど、今後私たち世代や少し上の世代の人たちが、常に言っておられるんですが、なかなか町内だけでは生活できないと言っておられて、バスで出ても非常に不自由だと言っておられるのを私たちも聞いて、まさにさしかかる団塊の世代として、今後足代わりになる生活バスを増やすとか、もう少し広げると言いますか、こういったことをぜひ考えてもらいたいということは、色んな人が常に言っておられる。私もそうだなと思って。やはり地域でずっと元気に暮らしたいと思っているので、他の市町村も今のうちから通学バスや生活バスの設置に動いていますので、この辺りを市としても考えてほしいと常々思っているところです。

(委員)今の関連なんですけど、免許返納が今からどんどん出てくると思うんですが、市として免許返納というのは把握しておられますか。

(事務局)把握まではしていませんが、警察で代わりになる証明書をもらいますよね。その発行件数をデータで度々もらう程度です。全員がもらっておられるわけじゃありませんので、返納された方が何人おられるかというのはつかんでいないです。

(委員)今から高齢になると加速度的に返納が増えてくる。その方たちの移動手段というのが、非常に厳しくなると思います。二川から益田まで出るのにバス賃が1,000円くらいいいでしょ。行って帰って2,000円ですだからね。その辺で市としても今後移動手段を考えることはできないのかな。今益田市が石見交通に市全体で1億、2億くらい補助金を出しているでしょ。

(事務局)1億の真ん中くらいです。

(委員)美都方面でいくら払っているというのは把握できますよね。

(事務局)そこは確認しないとわかりません。

(委員)例えば美都で3千万とかあれば、バスがなくなっても3千万プラス市が多少やれば何か考えられそうな気もするのですがね。真砂は今度から行かなくなるんでしょ。

(事務局)廃止案が出されてましたね。

(委員)今石見交通があるから二川から益田まで車で出られないですよ。

(事務局)益田までというか幹線道路。バスの走っているところまでなんですよ。

(委員)それと補助金と不便さと色々勘案して、今後美都の交通体系を考えてもらえればと思いますけど。

(事務局)色々な地区でも同じようなお話が出てきます。法律の中で規制があるので、今言いましたようにバス路線までどうつながりかしかできないんです。重複してのコースというのが作れない法律になっていまして、美都地域から益田まで出る路線、そこまで直行で行けるものというのが、今の制度ではできないという難しさがあります。地域で今あるものをどう使って、残してもらおうか。もっと・ずっと・元気に暮らそうツアーというのも地元の商店がなくなると、買い物をもっと困る状態になります。一つの商店をどう残していくかという、高齢者の方々を支える一つの財産であれば地域の方々にそれを守っていただきたい。地域の方が普段から使っていくものにならないと残りませんので、このツアーは普段から使ってもらいたいという思いもあるんです。バスも一緒に、確かに高いんですけど、私、この前支所に来るのにバスに乗ったんですが、その時8人乗客がおられたんですけど、私たちがちょっとした時に使うという空気を作っていくと、そういう財産が無くなってしまうというのもあると思います。全部が無くなった場合にどうするかということですが、地域の代替対策をどうしていくかということに入っていくんです。今の制度でしたら、真砂から走っているところまでですので、191号線に出てくるところまでしか、新しい路線が作れない。それが協議の中でどこまでできるのか。それがこれからの石見交通さんとの交渉になってくるかだと思います。それぞれそういった時に路線がなくなった時にどう考えていくのか。という難しさがありまして。答えになっていませんが。難しさをどう考えていくのかというのが地域の方の思い。やはり町中まで出たいという思いもあると思いますので、それをどう交通事業者さんと話し合い、寄り添っていけるかというのを行政としては力を入れていきたいと思っています。

(委員)今の件と同じなんですけど、以前に、クールチョイスというシンポジウムがあって、やはり足の確保ということで、色々県内の事情もお聞きしたのですが、その時に聞いたのが、例えば石見交通のバスが在りますけど、今ほとんど乗っておられないですよね。それを例えばどういう風にしたら乗る人が増えるのか。守っていくためには何が必要なのかをいうのを質問したら、そこがなかなか良い答えが出てこなかったし、事例もあまりなかったんですけど、逆に終わった後にバス会社の方とお話することがあって、一番困っていることは運転手がいないということだそうです。そっちの方がすごく問題なようです。バスを残すというより運転手をどうにかしてくれという話になっているようで、いずれいなくなるんじゃないですかということ言われていました。どちらにしてももう10年くらいたった後、自分の足をどういう風にしていかと。その時に二川のこともありますし、都茂地区もどういうふうにしたら使い勝手のいいようにしていけるかということも考えていかないといけないと思うんですけど。最初に〇〇さんや〇〇さんが言われましたように地域が本気になってやっていこうというならそれを取りまとめていく方の待遇面とかを地域自体で考えていかないといけない。そこが一番大事なんじゃないかと思っています。そこをどういう職員を配置してやっていくかということは、真剣に考えていただきたいと思ひますし、二川なんかは住民が非常にやる気になっておられるように私は見受けているんですけど、そののところを取りまとめていかれる方の身分保障、待遇面も含めて色々と考えていかないといけないんじゃないかと思っています。もっとうつとツアアは私も運転手兼として参加させていただいたんですけど、色々勉強になったし良かったと思うんですが、地域の方も健康には気を付けられていて、足と買い物というのは本当に大変だよという話はありまして、そこら辺をどういう風にしていくかというのは、地域地域で考えていく必要があるなと思ひました。学校給食調理場も残ったんですから、そこも大いに活用しながら、なにかできたらいいなと思ひました。以上です。

(会長)事務局の方からその他で何かありますか。

(事務局)先ほどの免許返納の話で、免許を返納されると免許を返納しましたというカードがもらえて、それを石見交通のバスに提示したら、割引になるんです。割引率は。

(事務局)半額ですね。経歴証明書とって提示すると半額になります。

(委員)ずっと？

(事務局)そうですね。

(委員)タクシーは？

(事務局)タクシーは事業者によって違うんですけど、第一交通さんと日交さんが1割引きというのをやっておられて、マスタクさんは最近始められたのですが、回数券を販売されるようです。

(委員)市は何かしてるの。

(事務局)していません。

(事務局)石見交通のバス割引は広島線と大阪線はだめだそうです。

(事務局)そういう割引もされております。

(委員)大田の事例だったんですけど、タクシー会社だったと思うんですけど、会員を募って、会員が年会費を払って、例えばその会員は使う時に定額で使えるというような制度もやっておられるようです。だからその会員が増えれば将来の為に投資をするような感じになるんじゃないかと思えますけど。今自家用車がある人も会員になって年会費を払って、実際にタクシーを使わないといけない人が、使う時に安く使えるような制度だったと思うんですけど。

(事務局)実証実験としてされているようですね。月額3,300円ということですよ。

(会長)よろしいでしょうか。それでは次回は

(事務局)次回ですが、次はいよいよ最終回ということになりますが、市長日程の絡みもありまして、3月30日の15時30分から会議の方はここで行います。毎年一回は意見交換会も行っているところですけど、引き続き会議終了後は移動致しまして、二川の方で意見交換会を開催したいと思っております。市長も同席できるように調整していきたいと思っております。

6. 閉会

(会長)それでは次回は3月30日15時30分ということですので、よろしくお願いいたします。それでは第77回の地域協議会は以上で終了します。お疲れ様でした。

— 午後2時50分終了 —

第77回地域協議会の顛末を記載しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議事録署名者

同